

【緊急雇用対策】京丹後市農林漁業ふるさと雇用再生事業のお知らせ

平成21年5月14日

京丹後市が実施する施策等につきまして、以下のとおりお知らせいたします

■京丹後市農林漁業ふるさと雇用再生事業

～農林漁業分野で新規事業の企画提案を募集します～

受付期間	平成21年5月14日（木）～6月8日（月）－土曜・日曜・祝日を除く－
受付時間	8：30～17：00
担 当 課	京丹後市 農林水産環境部 農政課 （電話:69-0410 FAX:64-5660）
目 的	本市における厳しい雇用失業情勢に対応するため、京都府の「緊急雇用対策補助金」を活用して、企画提案を募集することによる「京丹後市農林漁業ふるさと雇用再生事業」を実施します。この事業は、地域の雇用再生のために、農林漁業分野において地域求職者等を雇い入れて行う新規事業の企画提案を広く募集し、審査の上、予算の範囲内で委託して実施するものです。
概 要	（１）委託事業の要件（主な要件） ●既存の事業ではなく、新しく事業展開又は拡大を図る事業であること ●建設・土木事業でないこと ●地域における継続的な雇用が見込まれる事業であること ●失業者の方に向けられる人件費の割合が経費の2分の1以上の事業であること ●新規雇用する労働者の雇用期間は、原則1年以上とすること ※事業例 （地域の特性を活かしたユニークな取り組みを募集します） ○地域の自然条件を活かした新規作物の栽培や経営規模の拡大 ○農産物直売所や農家レストラン等の交流施設の運営 ○加工施設、共同管理・出荷施設等の運営 ○地域の農林水産物を利用した加工品の開発や安定供給に向けた取り組み など （２）対象事業者の要件 市内に主たる事業所を有する会社（株式、合名、合資等）や個人事業主（商業登記の有無は問わず）のほか、学校法人、社会福祉法人、公益法人、組合（事業協同組合、商工組合、農業協同組合等）、任意団体などであって、応募する時点で次の要件を満たしている必要があります。 ①教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体又は個人ではないこと。 ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当しないこと。 ③京丹後市から指名停止を受けている者ではないこと。 ④会社更生法、民事再生法に基づき、更正又は再生手続を行っている者ではないこと。 ⑤市税、法人税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者ではないこと。

	(3) 委託料の限度額 委託料の上限は、新規に雇い入れる失業者の方1人につき、300万円とします。 なお、賃金は地域における賃金水準を勘案して適切な水準に設定してください。 (4) 事業開始および委託期間 事業開始は平成21年6月下旬（予定）であり、委託契約締結の日から平成22年3月31日（水）までを委託期間とします。 (5) その他主な留意事項 ●委託事業の成果等は、原則として市に帰属します。 ●本事業の取り組み状況や成果については、市のホームページや広報紙等で公表する場合があります。 ●事業収益が生じた場合であっても、受託者は委託事業の運営以外の目的にこれを充てることはできません。委託事業によって生じた収入が、追加経費（委託契約額以上に追加した事業費や事業実施者が別途負担した経費）を上回る場合は、その上回った額を返還していただきます。
詳細等	詳しい内容、関係資料、申請様式のダウンロード等につきましては、京丹後市のホームページをご覧ください。 (http://www.city.kyotango.kyoto.jp/kigyo/kinkyukeizaitaisaku/oshirase/20090514/index.html)

※上記の補助金・助成事業等についての記載は簡単に説明したものであり、詳しい内容については、京丹後市のホームページ等で必ず確認していただきますようお願いいたします。